

# 修験道の近代化の問題

金本拓士

## 一、はじめに

以前、テレビで大峰山奥駆けの放送があった。そこでは、専門の修験者が主役ではなく、一般参加者をメインに置き、かれらが何故大峰山奥駆けに参加したのか、そして山を駆けることによつてどのように心理的に変化していったかを中心に撮影されていった。

そこで映し出された奥駆けに参加した者の多くは、それまでの生活とは違った山という場に身を置き、新しい自分を発見すること。または今までの自分ではなく、新しい自分といつものを見いだそうとする者であつた。

放送局の意図が相当入つているとはいえ、奥駆けをしようとする人々の心の中には、山という異空間に入り、そこで日常生活では得られない、ある種特別なエネルギーを求めようとすることが横たわっているのはまちがいなゐであろう。

山とは、古来より神が住む聖なる場所であり、また祖先の靈が向かう場でもある。それは日常とは違う異界で

あるが故に、そこには特別な力が込められている場である。

古来から山岳修行者たちは、この聖なる山に入り、そこで修行をすることによつて、この特別な力を自ら身に付けようとした。このような山岳修行者が後には組織化されていき、現在言われる修験者たちとなつていったのである。

修験者たちは、このような日本における宗教心を基盤として、その上に外来からもたらされた仏教や道教等の儀礼、教義を取り込みながら、日本の伝統的な神道でもなく、また、かといって純粋な仏教や道教でもない独特な宗教を作り出していった。

修験のあらゆる教義、儀礼を取り込むという包括的な宗教觀は、そのまま日本の宗教觀とでも言えるかもしれない。しかし、いわばその雑種的な宗教であるが故に、逆に非常にあいまいな宗教とも言えよう。そのため、そこに統一的な教義、またはそれによる統一的な組織を形成することも難しく、それぞれの修験者によつて、さまざまな修行方法ならびに宗教觀がもたれた。それは、ある意味では、個々人の信仰心が重視されていたとも言えるが、逆に言えば、有象無象の輩が、何等まとまつた教義も身に付けず、形ばかりの似非修験となつて社会にはびこつていったのも事実である。

このような組織化されない宗教者たちは、為政者にとつて国を統治する上で邪魔な存在であったようである。江戸時代に修験者が当山、本山両派に帰属させられたのも、また明治政府が近代国家を築いていく中で、真言、天台両佛教教団に帰属せしめたのもそのためであろう。特に明治維新に出された神仏分離令によつて、修験集団は、壊滅的な打撃を受け、両修験集団は、真言、天台に帰属せざるを得ず、その存在性さえも危うくなつていった。

このような状況の中で如何に修験者たちは修験という自らの宗教性をどのように存続させようとしたのか。

結論から言えば、それは他の仏教教団と同様な教理や修行体系を持つことにあつたようである。修験教団の近代化とは、まさにそのことに尽きると思われる。

本論は、この修験の近代化について、特に雑誌『神変』の記事を中心に見るものであるが、その前に明治以前の修験の状況を把握しておかなければ、何故修験が明治以降、他宗に比べて壊滅的な打撃を被つたかはつきりしないかもしれない。そこでまず、明治以前の修験について概観し、その後明治以降の状況について考察するものとする。

## 二、明治以前の修験について

民俗学、あるいは宗教学においてよく言われているように、古代から、日本において山は死者の魂が昇りゆくところであり、またその魂は年数を経ることによって、山の神となり、あるいはそれが里に降りたならば、豊穣の神となる。すなわち、山とは神々が居住する聖なる空間であった。

山が聖なる空間であり、また里に豊穣をもたらすパワーの源であるが故に、奈良時代頃から現れる山岳修行者たちは、山に入り、そこで修行することによつて山から特別な力を身に付けようとした。

修験とは「持咒勤行の功績なりて効験をうることあるの称なり。」『木葉衣八六頁』という意味からきているように、何らかの修行をし、特殊な力を獲得しようとするのをさした言葉であり、特に前述した山岳において修行するものたちにかぎつて使われた言葉である。

平安時代末までは、これら修験者たちは、組織的な活動をするわけではなく、また出家在家関係なく、それぞれ個人的に修行をしていたようである。

その修験者たちが、組織化していくのは、鎌倉時代に入つてからであるとされる。天台系の本山派のはじまりは、三井寺の増誉が白河法皇の熊野詣の際、その先達を勤め、その功績から熊野三山の検校になつたのを契機とし、後、三井寺末の聖護院を総本山とする教団が形成されてきたとされる。また、真言系の当山派は、はじめ興福寺を中心とした大和諸大寺の廻国修行者が教団を作り上げていったが、室町時代になって醍醐三宝院の管轄下に入つて形成された。その他、地方では東北の羽黒山、九州の彦山等の教団が形成されていった。

かれら修験者たちは、一定の地域に定着したわけではなく、諸国を巡つて、各地方の山岳で修行したり、また各々を遊行し、加持祈祷をやりながら信者を作つていった。

室町時代終わりから、各諸国を巡つていった修験者たちは、そのうち一定の地域に、その土地の領主から保護を受けながら、徐々に定住するようになり、その頃から山岳修験から里修験へと変化していった。

江戸時代になり、幕府は、寺請制度や寺院法度を出し、仏敎教団を掌握にかかつた。当然、修験教団においても同様な命令が下されることとなつた。その宗教政策により、諸国の修験集団も本山派、当山派のいずれかに所属させられ、また修験者自身も遊行が禁止されることになり、町や村の定住化がいつそう加速されていくこととなつた。

本来、山岳修行を旨とする修験者たちが、諸国に定住していくにつれて、その活動は専ら加持祈祷、呪法等の呪術的な宗教活動が中心となつていったようである。〔和歌森 第四章〕

確かに、すべての修験者が里修験へと移行したわけではなく、山岳修験を中心とし、広範囲に信者を有して活動した御師と呼ばれる修験者もあつたが、大部分は本山派、当山派の支配を受け、町や村に定着した里修験者たちであるとみられている。

『里修験の研究』を著した宮本袈裟雄は、修験道を山と里、定着と移動の四つ形態に分類し、里修験の位置を明らかにし、また里修験の中にも村方修験と町方修験の二種類あることを指摘した。

そこで、村方修験の状況はいかなるものであったのか。宮本によるならば、「主として居住地域を中心にその周辺に限られる場合が多く、その宗教活動も現世利益的な宗教領域において庶民のさまざまな要求に答えながら、村鎮守の別当職を勤め祈願檀家を形成している場合が多い。」〔宮本四三頁〕とし、宗教活動以外は普通の農家と変わらず、身分も土分格の修験もあつたが、本百姓格、水呑み百姓格の修験も多くいたようである。

次に町方修験を見てみると、町が常に住人の移動によつて成立していた構造であつたように、一定の地域に定住する修験も少なかつたようである。「宮本四六頁」その定着性の低い町の修験がどのような宗教活動をしていたのか、宮本もわからない点が多いとしながら、「武家や市中の祈願檀家に神樂や竈神祭、正・五・九の祈祷配札などを行つてゐるといわれる点や、芝横新町五光稻荷・麻布竹長稻荷・浅草宮戸森稻荷、小石川平塚稻荷をはじめ、鎮守社の別当職の任に當たつてゐる者が少なくないことなどからみると、町修験の宗教活動そのものは農村部居住の修験と大差ないと思われるものの、都市型が示す信仰、つまり個人的な信仰が中心を占め、・・・定例の祈祷よりも治病を中心とした個人的な臨時の加持祈祷が盛んになされたもの」と町修験の特徴として、個人的な祈祷が中心に占めていると推定している。

町修験と民衆との関わりについては、例えば『江戸小嘶集』〔江戸小嘶一九二〕などに、個人的な祈祷やお守りの授与を気楽に修験者に頼んでいる話が見られることから、宮本が言うように、個人的な祈祷が日常的なことであったことが伺える。

また、町修験者が江戸市街地に「拝み屋」の店を開き、そこに祈祷依頼者が多く来ていたことが、天保五年に出された御触書によって修験の祈祷道場を構えることが禁止されていることから伺える。

さらに、修験者は、自ら祈祷を行ばかりでなく、その妻も巫女として共稼ぎをしていたようであり、修験者の生活はほとんど俗世の中に埋没していたようであり、単なる一祈祷師として安逸を貪り、その安樂さから似非山伏も多く現れたようである。〔和歌森一〇七・一〇八頁〕

以上、里修験者は、村にあつては鎮守の別当ならびに諸祈祷をなし、町にあつては「拝み屋」的な祈祷活動によつて生計をたてていた。またそうせざるを得ない状況を作り上げたのは、修験者たちの宗教活動が、江戸幕府の政策によつて著しく規制され、その地域に定着させられてしまつたこと。また寺請制度が寺院を保護することになり、修験者が寺院僧侶のように葬式法要を執行することが禁止され、祈祷のみによつて生活をしなければならなかつたことが原因の一つであろう。〔圭室 江戸時代山伏一〇三六頁〕

また、かれら里修験者たちは、修験者として義務であつた入峰修行も、滞りがちになり、果てはまったく入峰修行をしない形だけの修験者も多くいたことが、修験道法度に入峰修行懈怠者の処罰が記載していることからも伺える。〔宮本三八頁〕

このような修験者たちは、まったく世俗の生活を営み、山岳修行も怠ることによつて、その権威は大きく崩れていつたと見てよいであろう。また、教義についても、江戸時代の頃、修験道の教理書や、縁起の類いが多く作られていつたが、多くは仏教や道教等の教義を借りたものがほとんどで、思想的に他に影響を及ぼすものはなかつた。また一般の修験者にそれら教義書が浸透していく様子も見られない。というのも、次章で述べるが、明治後半になつて、散逸した修験道の教義書の募集が呼びかけられたことからも明らかである。

修験道の修験たる意義、すなわち、山岳修行によつて験を得る目的が近世、江戸時代になつて失われ、専ら里修験者と言われる者たちは、験すら得られずに、ただ表面的な祈禱行為のみを行つていたことが、後に排仏毀釈によつて大打撃を受ける大きな一因となつたものと考えられる。

### 三、明治以降の修験の流れ

明治元年に神仏分離令が発布され、それが引き金となつて、全国に廢仏運動、すなわち排仏毀釈が起つた。そもそも、廢仏運動はこの神仏分離令以前にも、国学を信奉する水戸藩をはじめ、いくつかの藩において実施されていたが、全国的な廢仏運動のきっかけとなつたのは、神仏分離令発布によるものとされる。

この分離令自体は、「今般王政復古、旧弊御一洗なされ候につき、諸国大小の神社に於いて僧形にて別当或いは社僧などと相唱へ候輩は、復飾仰せ出され候。」（「神祇事務局ヨリ諸社へ達」明治元年三月十七日）と出されているように、それまで僧侶が神社の別当も兼ねているところや、神宮寺に勤める社僧などは、還俗するように申し付けているのみであり、その目的とするところは、神仏が混ざり合つてゐるものと、神社と寺院はつきりと分けるためであつた。しかしながら、この政府から出されたものが、地方において誤解され、「この度王政復古、神武創業の始に基せられ、・・・・まづ仏法は御廢止のこととに決定致し候。・・・・」と誤解したところもあつたようである。「圭室 日本佛教史概説 一二一～一二二頁」廢仏運動は明治四年、民部省に寺院寮が設置された時点でおさまつたようであるが、この影響が特に大きかつたのは修験寺院であつた。

神仏分離令は、先にも述べたように、神社か寺院か、その所在を明確にすることにあつた。なぜなら、王政復古の理想とするところは、神武天皇の古に復することであり、天皇を頂点とする神道国教主義を目指すものであ

り、仏教と神道が混淆された状態は政府にとつては許されざる状況であるからである。

その中で、修験道系の寺院僧侶にとって、自らは仏教の僧侶の立場であつたとしても、権現を祀つてゐる場合、自らの立場が寺院なのか、それとも神社なのか判別しがたいものがあつたようである。

例えば、吉野一山を例にとれば、藏王権現は役小角が感得したものであり、はたまた安閑天皇の尊靈ともされている。このような権現に対してもどうにすればよいか、政府に伺いを立ててゐる。これに対して、政府は権現は神号にあらため、僧侶は還俗するように命令が下された。吉野側はこれを不服として何度も政府ともめ、さらに水分神社の神官との利権争いまで発展したが、結果的には寺院としてなんとか存続するようになった。「宮家 山伏 「神仏分離と吉野一山」」

また、羽黒山においても、当時東叡山寛永寺の末寺であつた羽黒権現は、民政局より出羽神社と改め、住職は還俗するように命令が下された。当時の住職は、表面上神官を装い、内実は仏教儀礼を行つていたが、その住職が亡くなり、新たに教部省から派遣された神官によつて、悉く仏教色のあるものは他の寺院に移転させられ、または破壊されて神社として現在に至つてゐる。〔鷲尾〕

神仏分離令は、修験末寺、里修験をその存在自体が消滅せざるを得ない状況まで追い込んでいた。すなわち、それまでの末端の修験者たちは、元来神仏習合を前提とした権現に社僧として奉仕していたが、分離令による還俗命令によつて、多くの修験者たちは、還俗して神官になるか、あるいは一般人として農業等に従事せざるを得ない状況であつた。

さらに、両本山である聖護院、三宝院においても、皇族の後ろ盾を失い、朱印地も上地され、また配下の修験者たちの激減による上納金も得られず、権威的な力も、財政的な力も失い、中央機構としての統率力もどこお

りがちになつていつた。

以上のごとく修験宗は勢力的に減少の一途をたどつていつた。さらに追い討ちをかけるように、政府は明治五年修験宗を廃止し、天台、真言に帰入するよう太政官布告が発せられ、さらにその後、修験者の宗教活動を抑制するような次のような発令も出されていつた。

明治五年 六月二八日 自葬を禁じ葬儀は神官僧侶に依頼せしむ

明治五年十一月 八日 無檀無住の寺院を廃す

明治六年 一月十五日 梓巫、市子、憑祈祷、狐さげ、玉占、口寄などを禁ず

明治七年 六月 七日 禁厭、祈祷をもつて医薬を用うる妨げとなすことを禁ず

〔宮家二八一～二八二頁〕

ここで掲げた禁止条項は、ほとんど修験の生活に関わるものであり、前章で述べたように、修験者の寺は、ほとんど檀家がなく、また祈祷を中心として生計を立てていたことから、これらの発令は一般修験者の宗教活動を実質上禁止するものであつた。

明治五年に出された太政官布告によつて修験は天台が真言への帰入によつて、聖護院に統率されていた本山派修験、東叡山に所属していた吉野修験や羽黒修験は天台宗に属することとなり、三宝院に統率されていた当山派修験は真言宗に属することになつた。

修験を受け入れることとなつた天台・真言宗は、修験者に対し、それぞれの宗風に従うように定め、また修験者は僧侶の次席とし、僧侶よりも一段低い身分として法要に際して阿闍梨や導師を勤めることが認められず、真言宗の場合、修験の名称は禁止され、かれらは近士という名称で呼ばれるようになつた。また宗派帰入後は、

修験での位である先達、年行事等の名称も廃止され、修験の衣体の着用の禁止や占い等も禁止されることとなつた。

以上、明治の神仏分離令からはじまり、天台・真言両宗派への帰属までを概観してきたが、仏教両宗派に帰属したといつても、修験集団がそのまま消滅したわけではない。天台に属した本山派の場合は、明治七年天台宗が山門派と寺門派と分裂したとき、聖護院を中心とする旧本山派修験は天台宗寺門派へ、東叡山に管轄されていた修験は山門派（天台宗）に帰属することとなり、その際、寺門派の修験は聖護院末としてまとめられ、一方の山門派に属した修験は、金峰山寺を大本山として統括された。

真言宗の場合、当山派修験を醍醐三宝院に統括され、末派修験を真言宗化させることに主力がおかれ、修験的な活動に制限を加えている。しかしながら、明治二七年醍醐派の末寺およそ三千ヶ寺が智山豊山に転派する事件が起こり、その結果、真言宗醍醐派の寺院は一六〇ヶ寺に減少してしまい、逆に三宝院末の修験者は三千人あまりにもなり、修験者の数が多数になつてしまつた。

このような状況になつた醍醐派では、修験を重要視せざるを得ず、明治三四年に宗制制定に際して、近士を修験と正式に改め、教団内部に修験部を設置することとなつた。また明治三六年に修験部は、恵印部と名称が改められ、醍醐派組織にとって大きな勢力を占めるようになつていつた。大勢を占めるといつても、仏教教団の中では、依然として修験寺院は一段低く見られていたようであり、修験寺院の中には、純粹な仏教寺院に変わることを望むものも多くいた。そこで大正五年恵印部議会が恵印部を撤廃し、真言部と合併する意向を示したが、なかなか認められず、大正八年になつて、ようやく真言本宗に編入されることとなつた。「宮家」「修験教団の崩壊」と

再編」

#### 四、雑誌『神変』にみられる修験の近代化への問題

ここでは、明治の神仏分離令からはじまつた修験宗の崩壊と天台・真言両本山への帰属をせざるを得なかつた修験者たちが、いつたいどのような思いを持つていたのか、また将来的にどのような希望を抱いていたのかを、雑誌『神変』を通して探つてみるとこととする。尚、対象とした『神変』は明治に発行されたものを中心に見ていくことにした。明治四二年から四四年の三年間であるが、修験が醍醐派に含まれていく過渡期の中で、かれらの修験への当時の状況が明確に浮き出ているからである。大正以降のものは必要な部分のみ参考することとした。

雑誌『神変』は、明治四二年に発刊されたものであり、その発刊元は真言宗惠印部聖役協会である。

この聖役協会は明治四一年、修験教学に貢献した海浦義觀、大三輪信哉などが中心となり、約六十名の修験者が修験道飛躍の素地をつくる目的で結成した団体である。

この時の会の目的として「我等修験道の面目を一新して一日も早く、他外宗派の間に介在して対等の位置を保つべく發展せねばならぬ」とし、さらに五つの綱領を掲げている。

一、本会は聖徳・神変・理源の三聖の遺訓化迹を以て世界的宗教の標準とす。

一、本会は事教二相を以て修養の根底とし、靈異相承の秘訣を以て家風とす。故に鬚髮の有無僧俗の形姿を問はず、真俗不二の教義を明にするを本旨とす。

一、本会は教風の復古を主義とし、真俗不二の祖訓に則り、治生産業亦実相の教条を体し、護国利人報德酬恩の先駆者たるを任す。

一、本会は加持祈禱を以て滅罪生善の秘術、攝化衆生の捷路と信すると共に、奮て姪祠妖教を驅逐し、軽挑淫靡の世風を斥け、信念道義の培養に勉め、以て去華就実の聖役に当らんことを期す。

一、本会は如上の目的を達成せしめんが為め、我惠印部の一致団結を謀り、未来宗教の中堅たらんことを期す。

以上の目標と綱領から、当時の修験道が他宗派に比べて差別されていたことや、修験が淫祠邪教的な宗教として見られていたことをなんとか払拭しようとしたことが伺えるし、雑誌の内容も、当時の修験の偏見を取り除き、修験道を他の真言宗派と同等の立場に位置づけようとした努力が見える。

結局のところ、修験宗が惠印部と名称を変え、最終的には大正年間にあつて、真言部と融合していくことになるが、そこまで辿り着くまでには、さまざまな葛藤があつたようである。以下、それら具体的な記述を参考にしながら、当時の修験者の状況を見ていくこととする。

まず、修験者たちの境遇が一般的にもかなり冷遇され、差別されていたことはこれまでにも述べてきた。そのことは次のような記事においても具体的に確かめられる。

哀れなる哉、我惠印部其ものが既に仏教中の日陰ものであるが上に、更らに惠印部の娘と來ちや其以上の日陰ものである。〔「惠印部の娘を如何にするか」神変第二号 十五頁、明治四二年六月〕

今世で山伏とか修験者とか云へば何んだか一種輕侮の意味が響いて居る様に受取る人がある、宛かも一般の僧侶をして坊主と呼べば酷敷侮辱の語の様に思ふと同一である、・・・今の惠印部員にして山伏と呼

ばれ修験者と稱へられて不服不満に感ずるのは畢竟すれば山河抖擗の経験もなく修證驗徳の靈能もなく、唯彼の葬祭坊主や談義僧と相撲ばぬと云ふ平凡の生活をして居る弱点から之を忌憚するでは有まいか・・・修験者と呼ばれては特殊部落の待遇でもさる様に解釈し、成る可く恵印僧と呼ばれたなく頼んでも真言僧と云はれたき様子あるを見るに至りては、實に悲愴慷慨何んとも云へぬ哀世の心地するなり。

(「修験者の本分」神変第五号 一頁、明治四二年九月)

修験、あるいは山伏といふ言葉の中に僧侶を坊主と呼ぶような侮蔑の意味がすでに含まれてゐるとし、またそのために仏教の中でも日陰者であると述べられている。修験者自身も自らの立場を卑下し、真言僧侶として見られたい意識もあつたようである。

この修験者の差別意識は一般的にあつたようであり、さらに他宗派の学僧である長谷寶秀も次のように言つてゐる。

従来の修験者を見るに、無智にして教義の意得なき者十に七八を占め、其の品性陋劣にして無信狡猾なる者は火渡り湯探りの業を作し効験を驕りて愚民を誑惑し、甚しきは法に托して財を貪り法廷の審問を受くる者あり、・・・

如上の弊害を除くことは現今修験道に於ける焦眉の急なりと信ず

(「修験道について」神変第九号三九頁 明治四三年一月)

長谷寶秀が言つているように、修験者が他の宗教者に比べて差別される理由として、修験者の品性陋劣の問題がある。その点について、修験者自身も同様な意見を持つていたようである。

當世ニ於ケル修験僧侶タル者十中ノ八九迄ハ事ヲ本分ノ職務ヲ守ルヨリハ他ノ事業ニ協力シテ殆ド僧侶タルノ状態ハ失シテ居ルノデアル・・・

地方ニ存在シテ居ル修験僧侶ト來テハ甚ダシキニ至ツテハ本分ノ經卷ヲ誦誦スルコトモ碌々出来ナイ徒モアルノデ在家ヲ帰依サセル所カ却テ俗人ヨリ布教セラル坊サンモ有ルサウデアル・・・

(羽前小国在 德岳俊玄寄稿「修験僧侶ノ状態」神變第六号三一〇三二頁 明治四二年十月)

修験者たちは、祈祷専門で暮らしているというよりも、普段は一般人と変わらない仕事をして生活をしていた者たちがほとんどであったようである。かれらは、僧侶というのは名ばかりであり、祈祷以外の仕事が本業となり、經典の誦誦さえも口クに出来ない者もいた。

また、醍醐派本山に、僧侶として人格的にふさわしくない修験者が帰入していたことも事実であつたようであり、次のような記事が見られる。

往々情実に忸怩と拂入者の修養、品性、人格の如何を精査せしめて宗務廳へ申請し、教師たるべき宗規々定の諸条件の具不具を輕忽に憶断しそが補命を具状するものあるを概嘆措く能はざる次第である、吾人は無能の徒の帰入者多からんよりは少數なりとも敬虔真摯なる活信仰の活行者を希望するのである亦不眞面目なる教

## 修驗道の近代化の問題

師の頭数多からんよりは献身的先達の少數を望むのである。（惠印部の現状救済（三）（新帰入者及教師登用上の取締に付て）神変八号二頁 明治四二年十二月）

以上のような状況を何とか打開しなければならぬと、惠印部、もしくは聖役協会は考えていたようであり、そのためには、人材養成機関の必要性を唱えはじめる。

吾人は前号に於て帰入者及び教師取締上に付ては、根本的に之が救済策を講ぜざるべからざることを主張せり、然らば如何なる手段方法を以て革新を図るべきか、・・・

吾人は先づ順序として特に密接なる関係を有する左の二問題を提供する。

一、歸入者には必ず本山へ登山せしめ本山道場に於て得度の後ち度牒を授与すること。

一、教師に登用すべき人物（特別制度に依るもの）は必ず中央練行堂修業のものにあらざれば昇補せざる」と・・・

吾人は宗教教育に付て持論あり、曰く宗教家を育出せんとする教育は小刀たらんよりは錐たらんことを要す、吾人は強ち普通廣き意義の学問を望まず、始終一貫の錐的専門学を修め、更らに練行の苦を積んで自内證の呪力とを併せ得たく欲するのである、普通の学識に於ては世間其人あり、須からく宗教家は宗教家らしき適材を作るべし、故に吾人は中央本山に智力信力両面の修養を積むに適當なる練行堂の建設を切望するのである、

（惠印部の現状救済（四）（中央練行堂建設に付て）神変九号 十五頁 明治四三年一月）

この練行堂の要求は、個人的な要望というよりは、醍醐派に帰属していた修験者たちの要望でもあつたようであり、さらに入材養成道場の設立と共にそこで学ぶべき教学の整理、統一が望まれていた。

今や協会の活動が何等かの形式の下に此議論を實にする必要を認めたるは本末上下の俱に一致する處である。

其処で我協会は此一致の希望を標的として有志大會を開催する事とした、其議する処は前號所載の『専門道場の建設』が議事の中堅となるは無論なるも猶ほ宗風發揚上左の案を挙げて大に凝議せんとするが今期大會の精神である。

#### 一、醍醐派恵印部将来の教学方針を一定する事

一、恵印部行政の圓滿を期する為め出席をして各地の教況を報告し且つ意見を吐かしむ事

#### 一、恵印部の法會法式等を一定する事

〔有志大會に出席を促す〕 神変十四号 一頁 明治四三年六月)

この記事は、この後、九月二十九日から三日間行われた醍醐恵印部で主催された全国有志大會参加への呼びかけである。

結果的には、上記要望は概ね参加者から認められたが、その実効についてはなかなか動かなかつたようであるが、ただし、要望の中にある「教学方針を一定する事」については、同じ神変第十四号において、次のように修

験関係の儀軌書を提供するよう呼びかけられている。

本協会は必要上修験乘に関する一切の書籍を蒐集する積で有る、我部の有志末徒は勿論斯道熱心の藏書家は本会の希望を容れて、修験乗書籍の提供あらん事を依頼します。 (神変第十四号 十九頁 明治四三年六月)

この呼びかけによつて、散逸していた教義書等が集められ、後にこれらは日本大藏經の一部として『修験道章疏』三巻が大正八年までに刊行されている。これら修験関係の書籍蒐集にあたつては、聖役協会の中心的人物である海浦義觀が、自ら所蔵する書籍ならびに醍醐寺に保管されていた修験関係の書籍を丹念に書写したものが多數提供されていた。

さらに、この『修験道章疏』刊行をきつかけに、大正十一年に『修験聖典』の編集が始まり、昭和二年に真言系修験の統一的な教義書がやつと完成した。

次に練行堂の建設については、すぐには実行されず、短期間の修験の講習会は開かれてはいたが、正式な教育施設としては、大正五年に恵印伝法院を開き、五〇日講習を行つたのをきつかけとして、昭和七年になつてようやく真言・修験兼学の伝法学院が設立されることとなつた。

さて、当初、当山派修験は真言宗醍醐派に編入させられたといつても、實際は真言部、恵印部として両派が併存している状況であった。そして、先に述べたように恵印部は真言部に比べて低く見られていたが、恵印部の方

では、自らの正当性を主張し、真言部の僧侶における肉食妻帯に對して批判をする程であった。

僧妻問題は我佛門に横たはる不快の宿題なり、然るに既往は時勢止むを得ずとして一種の默認に附し去られしものが、今春以来は意外にも我真言各派聯合の機關誌たる六大新報紙上に於て数次之が意見を討論する論客出てより、真言の僧界は本年の聯合議界會を宛込みに肉妻問題を主要の議題とせんず予想さるるに至れり、

・・・

蓋し古新兩義の真言は總体に於て十派に分れ各派祖を異にすと雖も、独り肉妻を公許して古今の規轍とせるは、醍醐の開祖理源大師即ち聖寶尊師の末徒をに限るにあらずや、然れば從来彼等は我尊師の末徒を見て改称後の今日まで妄りに山伏と唱へ修驗と指して一種侮蔑の意味に於て我等に應接し來ると雖も、深く其手許を覗へば彼等は何時の間にやら我山伏党となり修驗派となりて、聖寶尊師の恩澤に均霑しつつあるなり、故に彼等は其表面に於ては敢て傲然たる態度を以て我惠印部僧に向ふ如き蛮状ありと雖も、其裏面は已に業に我軍門の下に降参し居る事實を認むるなり、

(「喧囂せる僧妻問題」神變第二〇号 十一十一頁 明治四三年十二月)

しかし、實際上では、修驗者は真言化すること、つまり、真言宗の一つとして同等の立場を望んでいたようである。

この惠印部の真言化に對して、他の真言宗僧侶の中には、それをよしとはせず、反感をもつてゐる者も少なか

らずいたようである。

本月四日発行六・大新報第四三六号の『六・大無碍欄』に左の如き寄書を掲載せられるを見たり我輩是を見て一言なき能はずだ。

#### 惠印部の諸師に忠告す

惠印部とか云ふ旧修驗の幹部が、近頃に至つて頻りに真言化せんと欲して、無成算的な事をして急激に真言思想を其の末徒につぎ込まんとして居る。恰も亞弗利加あたりの黒土人に立憲政体をやらせ様とする塩梅である。見よ見よ其の末徒の自墮落さ加減を。要するに烏は何んなに磨いても鷺となる事は出来ぬ妄想戯論を起さず、汝本来の面目を發揮する事に努めよ。徒らに天に登らんと欲して汝の足の大地を離るるを忘るる勿れ。速に反省せよ。

(ウルユ生投)

此文意によれば惠印部僧が真言化を計画するは亞弗利加の野蛮人が立憲政体を遣ると一般である。

鳥を捕へて鷺とする同様であると云ふのである真言僧と云ふものは惠印僧に対して斯かく懸隔したもので有ろふか、又た更らにウルユ生の宣言を玩味すれば惠印僧が真言化を欲するは天に登らんとする様なものであると云ふ口気が見へる、・・・

惠印部は妻肉公許の風儀である、真言部は禁肉禁爪であると云ふ點で此区画を立てねばなるまい、今の真言僧の全体は果して斯かく旗幟を立てて惠印僧に対する資格が有るで有ろふか、若し假りに此旗幟を認めて彼

の天我の地を許すとすれば、彼は宗規宗風を破りて天より下落しつつある自墮落漢である、・・・  
〔「真言化か惠印化か」神変第三四号 三〇四頁 明治四五年二月〕

これまで『神変』誌で見てきたように、惠印部として成立した醍醐派の中での修験者は、自らの地位向上に向けて努力を続けてきた。その目標とするところは、先述したように他の真言各派と同等の位置になることであつた。しかしながら、真言宗醍醐派に組み入れられたということは、独立した修験宗を設立する可能性はそこにはないことになる。また、実際の修験寺院の状況としては、政府が出した布告によつて修験がそれまで行つてきた加持祈祷による生活手段も大幅に制限され、真言寺院として醍醐派に帰入しなければ生き残れることも大きな理由の一つであつた。

以上のようなことから、大正五年になつて惠印部を真言宗へ編入させる話し合いが真言宗連合法務所ともたれたが、その際、修験僧侶は一級格下げすることが条件として出されたため、話し合いはうまくいかなかつた。

その後、大正七年になつてこの問題は、醍醐寺執事長が惠印部宗務顧問になつてから積極的に進められ、大正八年になつて、惠印部寺院は真言宗に編入することとなつた。

〔神変〕を主催していた聖役協会は、惠印部とともに解散することとなつた。

五、おわりに

最後に、聖役協会が設立したときに出された綱領の一つに「本会は加持祈祷を以て滅罪生善の秘術、攝化衆生の捷路と信ずると共に、奮て淫祠妖教を駆逐し、輕挑淫靡の世風を斥け」という項目がある。しかし、当初の『神変』誌上には、淫祠邪教的な記事も掲載されていた。すなわち、『神変』第二号から十回にわたって掲載されていた黒田天外という人物の「余が靈感力治療実践」というものである。

この連載記事を書いた黒田天外は、京都の日出新聞古参の記者であつたが、自己流で瞑想をし、あるいは密教関係の書物を読み解いていくうちに、知らずつちに靈能力を持つようになり、その力で人の病を治療するようになったと、その経歴が書かれてある。

普段我々が言う加持祈祷と言うよりは、それは心靈治療に近いものである。しかしながら、『神変』では、かれが治療を施した記事を連載したということは、当時の修験者にとって、このような靈能力を修験の加持力と同様なものと考えていたのである。

さらに、『神変』第二三号には、「靈符集發行の由來」という記事があり、そこでは、当時、醍醐惠印部大坂協会長であった藤崎孝教という者が、自身の家に代々伝わる靈符を書き記した書を祖父から伝授され、かつまた藤崎自身がその靈符によつて民間治療を施し、靈験があつたとされるものであつた。その靈符集の宣伝を大きく掲載しているのである。

当時、政府によつて禁止されていた加持祈祷、民間療法ではあるが、修験者にとって、それは決して淫祠邪教の類ではなく、役行者から代々伝えられる正統な加持祈祷にほかならないと考えていたのであらう。また、大正になつてから以降、このような靈感治療的な記事は一つとして掲載されなくなつた。このことは、恵印部が教義の統一、寺院整理等が行われ、徐々に真言宗へ編入されていく過程で、民間治療に類す加持祈祷というものが排

除されていったのではなかろうか。

排除されていったと言つても、修験者自身の意識では、このような靈的力は、やはり加持力の証として価値あるものとして思つていたのではないか。後に醍醐派から、真如苑、解脱会など新興宗教が起こつたのも、たとえ惠印部が真言宗醍醐派の中に遍入されたとしても、その靈的力のあこがれが潜在的要素として残つていたことによるのではなかろうか。

結論として、修験の近代化とは、明治以降、天台、真言宗という仏教宗派に帰属せざるを得ないという状況の中で、修験の教理を整備しながら、真言化への道を進むことであつたと察せられる。しかし、修験者自身の中には、真言化へのあこがれと同時に、修験そのものの持つ「持咒勤行の功績なりて効験をうることあるの称なり。」という本來的な力へのあこがれも潜在的に持つていたのである。

#### 引用文献

〔圭室 江戸時代山伏〕

圭室諦成「江戸時代山伏の研究序説」仏教学の諸問題 岩波書

店 昭和十年

〔圭室 日本佛教史概説〕

圭室諦成「日本佛教史概説」現代仏教名著全集 第八卷 日本

の仏教(3) 昭和四九年

#### 〔和歌森〕

和歌森太郎「修験道史研究」平凡社 一九七二年

〔木葉衣〕

五来重 編注「木葉衣・踏雲錄事 他——修験道史」—平凡社

一九七五年

〔江戸小嘶〕

宮尾しげを編注「江戸小嘶集」東洋文庫一九八〇年)

修驗道の近代化の問題

〔宮本〕

宮本袈裟雄『里修驗の研究』吉川弘文館 昭和五九年

〔宮家〕

宮家準『山伏』日本人の行動と思想二九 評論社 昭和四八年

〔鷺尾〕

鷺尾順教『羽前出羽神社調査報告』神仏分離史料 第二卷 名著出版 昭和四五年

卷之三

故其子曰：「吾父之子，其名何也？」

故其事一出，人皆取笑於世。子曰：「吾從周。」

卷之三